

<研究ノート>明治期における熊本県酒造業の 展開：近代酒造業の基本的性格に関連して

八久保, 厚志 / HACHIKUBO, Koushi

(出版者 / Publisher)

法政大学地理学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政地理 / JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

57

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

1986-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026078>

明治期における熊本県酒造業の展開 ——近代酒造業の基本的性格に関連して——

八久保 厚志

- I はじめに
- II 近代酒造業の成立と性格
- III 熊本県における近代酒造業の展開

- 1. 近代酒造業の成立と展開
- 2. 焼酎生産地域の形成過程
- IV 結びにかえて

I はじめに

わが国の酒造業の資本主義的展開は、それ自体わが国における資本主義の発展の中で把握されなければならない¹⁾。しかしながら酒造業は、封建時代前から続く産業であり、生産物・生産構造・生産地域は、それぞれ特殊性を持っている²⁾。これらに対して、これまで多くの研究がなされてきた。小野見嗣³⁾の中世酒造業の研究、柚木重三⁴⁾、柚木 学⁵⁾の近世灘酒造業研究は、その代表的なものである。他に篠田 統⁶⁾、小松和生⁷⁾、長倉保⁸⁾、本庄栄治郎⁹⁾、井上洋一郎¹⁰⁾等の業績も重要である。これらは主に池田・伊丹・伏見・灘等のいわゆる「酒造先進地域」の研究であった。これに対し、岡 光夫¹¹⁾、伊藤豊松¹²⁾等はいわゆる「地方酒造業地域」の酒造業を研究対象とした。これらの諸業績は、主に封建時代の酒造業が対象であり、いわゆる「近代酒造業」を研究対象としたものは、新保 博¹³⁾、松木 侃¹⁴⁾、桜井宏年¹⁵⁾、藤原隆男¹⁶⁾等少数である。このようにわが国の酒造業研究の主流は、主に酒造先進地域の清酒製造業および、封建時代の地方酒造業の研究であった。それは山田盛太郎が、醸造業(したがって酒造業)の存在意義を「維新前」・「徳川封建制下」に求

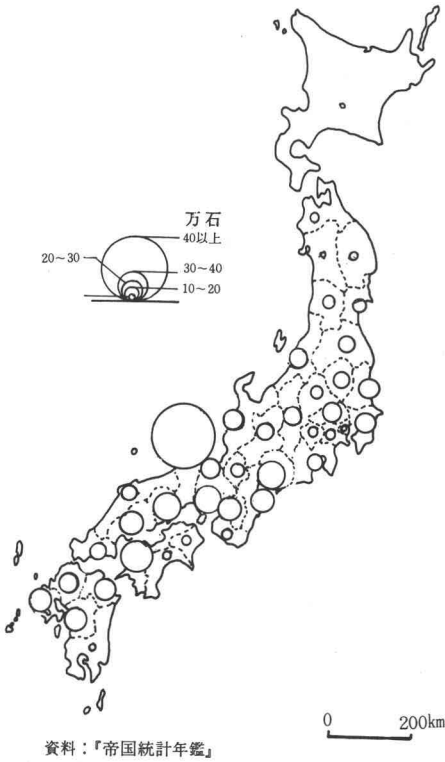
めたことに起因するものと考えられる¹⁷⁾。しかしながら筆者は、明治維新後の酒造業の地域的展開の解明が、わが国における資本主義発展の地域的諸相の断面を表示する可能性を持つものと考え

る。本稿は、このような観点から、明治期から大正期にかけての熊本県酒造業を、近代酒造業の基本的性格に関連させて、わが国の近代酒造業の中で位置づけることを目的としている。

II 近代酒造業の成立と性格

近代酒造業の成立過程を整理する前に、起点となる明治前期におけるわが国酒造業を概観しておこう。第1表、第1図とも『帝国統計年鑑』を資料として作製したものである。これらによると、明治15(1882)年BY¹⁸⁾の全酒類生産量は約500万石であり、その98%弱が清酒である。清酒は、兵庫県(約48万石)、愛知県(約28万石)、大阪府(約27万石)での生産が多く、愛媛県、福岡県がこれに続く。生産上位5地域のシェアは29.2%である。焼酎は、鹿児島県(約1.3万石)、熊本県(約0.6万石)、宮崎県(約0.6万石)で生産が多く福島県、千

第1図 明治15(1882)BYにおける酒類生産の分布



葉県がこれに続く。生産上位5県のシェアは46.0%で清酒を上回っている。濁酒は千葉県が最も多く生産しており(約0.9万石)、生産上位5地域(千葉・東京・神奈川・秋田・熊本)のシェアは70.2%で清酒、焼酎を上回っている。同年度の酒類生産量の分布は、清酒生産量の傾向と同様となっている。以上を前提に、生産量(第2図)、酒造法の推移(第2表)をもとに近代酒造業の成立過

程を整理しよう。

近代酒造業は、明治4(1871)年の『清酒濁酒醬油鑑札取与並二取税方法規則』¹⁹⁾によって、旧幕時代の特権的の酒造株制度が廃止されたことを契機として始まる²⁰⁾。

明治4(1871)年から同13(1880)年にかけての時期は、全国的に酒造業者が多数創業し、近代酒造業の基礎が形成された。しかしながらその多くは、自家労働力を中心に2~3人の雇用労働力による手工業的生産であった²¹⁾。またこの時期創業の酒造業者の多くは、「地租改正」によって新たに創出された小地主・自作農および地主化しつつあった商人層であった。彼らは、作得米の現金化手段として酒造業を兼業したのである。また、この時期は、農村部における貨幣経済の進展および農業生産力の拡大が、それまでの自家用濁酒飲用という飲酒慣行を、清酒購入飲用という新しい飲酒慣行へ向わせていた。このような、農村部での清酒需要拡大に対応したのがこの時期創業の酒造業者であり、近代における酒造資本の一類型がこの時期に形成されたのである。

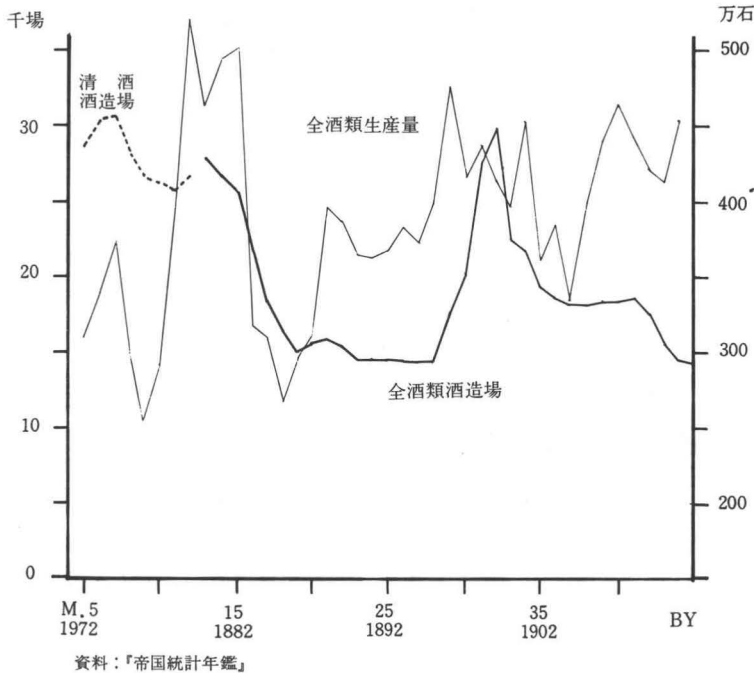
明治14(1881)年から同28(1895)年にかけての時期は、(それまでが近代酒造業の全般的発展期とするなら)第1期の再編期といえよう。明治13(1880)年、同15(1882)年の『酒造税則』²²⁾の成定および改定による酒税の増徴政策が、明治14(1881)年より始まる松方デフレ策の一環として行なわれた²³⁾。これによって、農村部を唯一の市場として成立した酒造業者は、農村部の経済的困窮と、酒税の重圧との二重苦をよぎなくされ、多くの転廃業者を出すことになった。しかしながら

第1表 明治15(1882)BYにおける酒類製造状況

順位	清 酒		焼 酎		濁 酒	
	石	%	石	%	石	%
1	兵庫 県	484,514 (9.7)	鹿児 島 県	13,480 (17.5)	千 葉 県	8,500 (19.0)
2	愛 知 県	275,484 (5.5)	熊 本 県	6,445 (8.4)	東 京 府	8,160 (18.1)
3	大 阪 府	270,250 (4.7)	宮 崎 県	5,757 (7.5)	神 奈 川 県	7,331 (17.2)
4	愛 媛 県	207,482 (4.1)	福 島 県	5,084 (6.6)	秋 田 県	3,164 (7.4)
5	福 岡 県	190,504 (3.8)	千 葉 県	4,639 (6.0)	熊 本 県	2,872 (6.7)
5	県 計	1,428,234 (29.2)	—	35,405 (46.0)	—	30,027 (70.2)
	其 他 県 合 計	3,467,664 (70.8)	—	41,632 (54.0)	—	12,717 (29.8)
	全 国 計	4,895,898 (100.0)	—	77,037 (100.0)	—	42,744 (100.0)

資料:『帝国統計年鑑』

第2図 明治期における酒類生産量・酒造場数の推移



この時期、清酒嗜好が徐々に農村部・都市部を問わず浸透しつつあり、わが国の飲用酒類が清酒へ一般化・全国化していった。このような状況を背景に、幕末より明治前期一時停滞していた旧来の大酒造資本は、農村市場へ進出することによって相対的發展を成し遂げる。このことによって、灘・伏見等の酒造業地域は、いわゆるナショナルブランドを移出する大銘醸地²⁴⁾として形成され、また広島・岡山・福岡県等は、新興銘醸地となってゆく。一方これらの地域の酒類を移入する地域の酒造業者の生産する酒類は、地域市場のみを対象とするローカルブランドとして位置付けられることになった。このようにこの時期は、農村部における零細酒造業者の没落と、旧特権的の酒造資本の相対的地位の上昇期として捉えられる²⁵⁾。同時に、明治23(1890)年の『酒造税則』一部改定は、酒造業者の地主化をより一層促進させた。この改定では、経営が不良な酒造業者に対して、年間生産量に相当する担保を税務当局に供託することを強制しており、これによって税収の安定をねらっ

たものである²⁶⁾。後に[明治29(1896)年]この制度は²⁷⁾、「納税保証制度」として全酒造業者に適用されることになった。このため酒造業への新規参入は、それ以前より困難となった。またこの制度は、地主兼営酒造業者以外の酒造業者の地主化を促進させる契機となった。一般に農村社会での酒造業者＝地主という図式は、酒造業者の出自だけでなく以上のような制度的契機が作用したものであるとされている。地主の酒造業経営、地主化した酒造業者のいずれの場合も、土地所有を媒介とした酒造業経営は、地域社会での彼らのステータスを上昇させる役割を担っていたのである²⁸⁾。このように一方で「納税保証制度」は、それまでの副業的の酒造経営からより積極的の酒造業経営への画期ともなったのである²⁹⁾。

明治29(1896)年から明治末年にかけての時期は、自家用酒製造禁止政策の下に酒類生産が酒造業者に一本化された時期である³⁰⁾。明治32(1899)年をもって完成する自家用酒製造禁止政策は、自家用酒製造が普及していた秋田県・福島県(濁

第2表 酒税に関する主要基本税法の推移

諸 税 法	明 治				大 正	昭 和				
	10	20	30	40	10	10	20	30	40	50
酒 類 税 則	8. 10. 1									
酒 造 税 則		13. 10. 1								
酒 造 税 法			29. 10. 1							
混 成 酒 税 法			29. 10. 1							
酒 精 及 酒 精 含 有 飲 料 税 法				34. 10. 1						
麦 酒 税 法				34. 10. 1						
酒 税 法							15. 4. 1			
現 行 酒 税 法									28. 3. 1	
自 家 用 酒 税 法			29. 10. 1							
西 曆	1877	1887	1897	1907	1921	1935	1945	1955	1965	1975

資料：注記52) 八久保厚志「焼酎産地における若干の問題」

酒), 鹿児島県・熊本県・宮崎県(醪取り焼酎)の自家用酒製造者を, 酒造業者へと転化させる契機となった. 当初集落内での共同酒造場として出発した酒造場が, 後にその中から商業的の酒造業者として多数輩出していったのである³¹⁾. これらの地域外では, この段階でも零細酒造業者の転廃業が続き, 大酒造業資本に生産が徐々に集中していった. 特に灘・伏見の酒造業資本は, 全国的に進出していき, 進出先の酒造業者と対峙していった. 彼らは, 「酒造先進地域」の酒造業資本としての優位性, 特に優れた清酒製造技術によって, 全国的な市場展開を成功させていくことになるが, 一方で, 進出された地域の上層酒造業者が, 「灘式」の清酒製造に同調していったことも注目しておかねばならない³²⁾. 灘・伏見等の大酒造資本の全国的展開と, 清酒製造技術の一般化・平準化は, 進出された地域の酒造業者の大多数を, 限定された地域市場に留めることになった. このような状況の下に, わが国の近代酒造業は, 近代における階層性と地域性を拡大し始めたのである.

以上のように, 明治期におけるわが国の酒造業は, 政府の財政政策によって形成され展開してきたといってもよく, この後も時々の財政政策によって変動することになる. その変動は, 酒造業資本の階層性と地域性によって差違があり, こ

に酒造業および酒造業資本の発生史的解明を, わが国の財政史および資本主義の地域的发展と関連させて行なう所以があるのである.

III 熊本県における近代酒造業の展開

1. 近代酒造業の成立と展開

熊本県は, 概ね北部・西南部を領有していた旧細川藩と, 東南部を領有していた旧相良藩を合わせた地域である. 同地域では, 近世来, 清酒系酒類と焼酎系酒類が製造されていた.

旧細川藩領域では, 清酒の他「赤酒」が近世以来製造されており, 明治12(1879)年頃まで同地域の酒類生産の主流であったとされている. 熊本県における清酒製造業の起源は, 「今ヲ去ル約百年前上益城郡失部郷及卸船町二於テ男山ト稱スル清酒ヲ醸セル」³³⁾ に始まる. 明治10(1877)年の西南の戦役は, 現在の熊本市及びその周辺の酒造場の生産設備・保有酒のほとんどを破壊・廃棄させてしまった. このため熊本県の酒類生産力は減退をよぎなくさせられた. 一方, 戦役後の九州管理のための政府諸機関の熊本区集中は, 同区及び周辺地域の人口を増加させた. 政府諸機関の官使とその家族, 商人等が県外から流入してきたのである. 彼らは社会・経済的上層階級であったし, 清

酒嗜好の強い福岡県や関西地方の人々であった³⁴⁾から多量の県外清酒が流入することになった。特に福岡県産酒が多かった。これを契機に、熊本県における酒類消費は清酒へ向かうことになった。同時に熊本県の酒造業者の酒類生産も清酒へと向かうことになるが、「多年赤酒ノ醸造ニ馴致セラレタル當業者ハ原料ノ精選ニ諸器具ノ整調ニ各酒ノ操作ニ於テ舊慣ヲ脱スルヲ得ズ品質ノ向上洵ニ憫然タル」³⁵⁾状態であったため、県外酒、特に福岡県産清酒は、「宰乎タル地盤ヲ占ム倍々縣下酒造界ヲ壓迫スルニ至」っていた³⁶⁾。そこで県内の酒造業者は、明治12(1878)年に渡辺敬生、大森総作、岡崎唯雄らが中心となって各郡に酒造組合を組織し、業者間の結束をはかった。また明治42(1909)年には、県費の補助を得て飽託郡川尻町(現熊本市川尻町)に熊本県酒造研究所を開設し、県産酒の改良をはかった。ここでの主な活動は、(1)「稅務監督局技術官指導ノ下ニ技術者ノ養成」、(2)「各種ノ試験研究ヲ為ス」、(3)「先進地ヨリ数師ヲ聘シ實地指導ヲ周到ニシ」、(4)「夏季事業閑散ノ時ニ際シテハ學術的講習ヲ為ス」ことであった³⁷⁾。しかし、このような酒造業者の努力が実を結び、県外酒を駆逐するようになるのは大正期を待たねばならなかった。このように明治期における熊本県酒造業は、県内市場でさえ県外酒造業との競争の時期だったのである³⁸⁾。

また熊本県における焼酎製造業は、「本縣ニ於ケル焼酎ハ米製焼酎、酒精式焼酎及清酒醸造家ノ副業タル清粕焼酎ノ三種トス」³⁹⁾とあるように3種類の焼酎が生産されていたようである。「米製焼酎ハ主モノニ球磨焼酎ニシテ古來ヨリ球磨郡ニ於テ製造セラレ獨持ノ風味ヲ有ス各戸自家用製造ヲナシ子々孫々ニ傳ヘラレタルモノニシテ何等改良ノ見ルヘキモノナシ」⁴⁰⁾ともあるように、熊本県東南部旧相良藩領域である球磨郡においては、独自の焼酎が古来より生産されていた。その大部分は自家用酒生産であり、「製造業トシテ起リタル多クハ明治二十九年自家用酒禁止ノ後ニシテ古キモ漸ク四五十年前ノ創業ニ屬ス」⁴¹⁾とされている。しかし、封建時代より相良藩では、焼酎の「入立茶屋」での商品生産を認めていた⁴²⁾。

これら「入立茶屋」を出自とする酒造業者と、明治前期に創業した酒造業者は、明治11(1878)年吉村勇次らを中心に「球磨郡酒造組合」を結成し、同業者の結束をはかった。同組合は、明治32(1899)年『酒造組合法』の定めるところにより改組され、同法認可団体となっている⁴³⁾。

粕取り焼酎は、前述の資料が示すように清酒製造時の副産物として生産された。

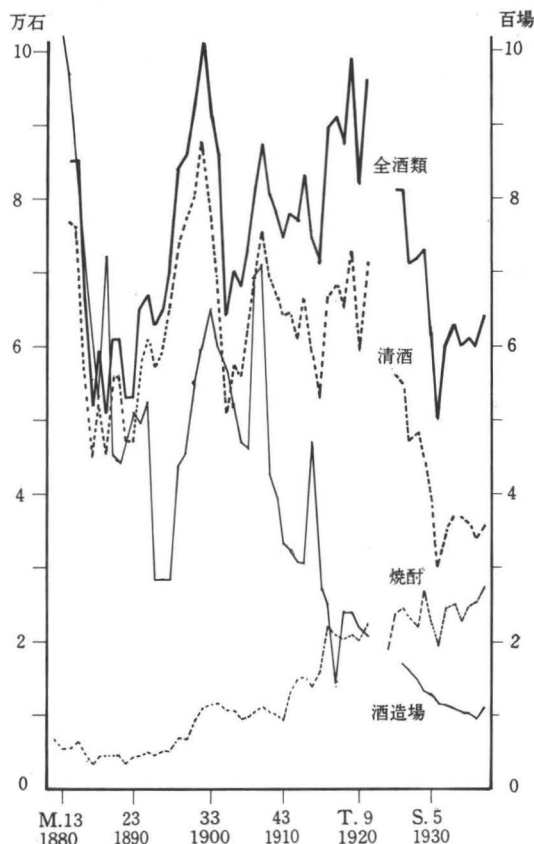
酒精式焼酎は、明治40(1907)年に創設された酒精工場によって、その生産が始まった。同工場は、肥後酒精株式会社が現在の熊本市出水町に建設した。資本金は35万円で、県内資本だけではなく県外からの出資も多く、当時従業員38人を雇用する県下随一の酒類工場であった⁴⁴⁾。創業当初は工業用アルコールを主に生産していたが、明治44(1911)年から酒精式焼酎生産を開始した⁴⁵⁾。

熊本県の清酒・焼酎生産の推移を第3図で概観しよう。

清酒は、明治10(1877)BY頃に最初の生産のピークが現われる。明治10年代後半から同20年代中頃までは生産が停滞し、その後明治30年代前半には上昇傾向に転じ、同33(1900)BYに第2の生産のピークを迎えている。このような生産の傾向は、前述のように全国的な清酒生産の動向と軌を一にしているようにみえる。明治30年代前半の生産増加は、自家用酒製造禁止政策に起因するものと考えられる。自家用酒の禁止政策は、酒造業者に新しい市場を提供することになり、特に農村部の酒造業者に生産の回復を与えたのであった。しかしながら、同政策が農村部の零細酒造業者の「近代化」を目的としていなかったため、この生産の回復は一時的なものでしかなかった。しかしながらより上層の酒造業者にとっては、生産・経営の「近代化」、それによる生産拡大の基盤を確立させる契機ともなった。この時期一時的に生産増を迎えた熊本県酒造業界ではあったが、需要全体をまかなうまでには展開できず、かえってより一層の県外酒の移入をまねく結果となってしまった。

焼酎生産は、明治15(1882)BY 6,446万石であり、これより明治28(1895)BYまで年間3,000石から5,000石代を推移している。明治29(1896)BY

第3図 熊本県における酒類生産量・酒造場数の推移



資料：「熊本県統計書」

以降生産は上昇し、明治32(1899)BYにピークを迎える。焼酎生産は、通年製造が可能なことと貯蔵が容易なことによって隔年毎に増減をくりかえすという性格をもっているが、明治末期頃には全体的に増加している。

酒造場数は全体として、明治10年代前期、明治30年代前期に2つのピークがみられるが、清酒製造場と焼酎製造場とは異なった傾向を示している。第3表は、酒類別酒造場数の変化を示したものである。酒造場総数は、漸減傾向を示しているが、明治25(1892)BY、同36(1903)BY、同40(1907)BYには若干持ちなおしている。清酒製造場、焼酎製造場とも漸減傾向にあるが、清酒では、明治30(1897)BY、焼酎では、同36(1903)BY、

第3表 熊本県における清酒・焼酎酒造場の変化

B Y	全酒造場	清 酒	焼 酎
明治12(1879)	1,279 (100)	584 (100)	491 (100)
15(1882)	741 (58)	320 (55)	330 (67)
20(1887)	456 (37)	221 (38)	228 (46)
25(1892)	552 (41)	230 (39)	233 (47)
30(1897)	450 (35)	266 (46)	123 (25)
36(1903)	524 (41)	219 (38)	266 (54)
40(1907)	701 (55)	218 (37)	195 (40)
大正1(1912)	312 (24)	171 (29)	129 (26)
5(1916)	254 (20)	140 (24)	102 (21)
9(1920)	221 (17)	127 (22)	78 (16)
14(1925)	173 (14)	114 (20)	59 (12)
昭和5(1930)	128 (10)	90 (15)	44 (9)
10(1935)	104 (8)	66 (11)	40 (8)

資料：「熊本県統計書」・「税務統計」

同40(1907)BYに若干の持ちなおしがみられる。注目したいのは、自家用酒が製造禁止となる明治32(1899)BYを含む明治30(1897)BYから同36(1903)BYの期間に、清酒製造場は266場から219場へ57場が減少しているのに対して、焼酎製造場は123場から266場に倍増していることである。清酒はそれより前の期間[明治25(1892)BY～同30(1897)BY]に36場増加している。またおのおの増加は前述のように、自家用酒の製造禁止政策による集落内の共同酒造場の創業によるものと考えられるが、その時期と程度が清酒と焼酎では異なっていることにも注目したい。共同酒造場はこの後、酒造業者へ転換した場合も少なくなかったが、その多くは営業酒の浸透によって廃場へ向うことになる。酒造物は昭和10(1935)BYには、明治12(1879)BYを100とした場合、全酒類計で8、清酒11、焼酎8と激減する。

前述の生産量の増加、酒造場の減少は、1場当りの生産量を拡大させてゆくことになった。第4・5表は、清酒と焼酎の生産規模別酒造場数の変化を示したものである。清酒は明治36(1903)BYと大正元(1912)BYを比較すると、5～200石層の各階層の比率が低下しているのに対し、300～3,000石層の各階層の比率は、上昇している。いわゆる「千石酒屋」は、7場から9場に増加している。焼酎は、同時期5～50石層の各階層が比率

明治期における熊本県酒造業の展開

第4表 熊本県における清酒生産規模別酒造場数の変化

清酒製造規模 \ B Y	明治36(1903)	大正元(1912)	大正14(1925)	昭和11(1936)
石	%	%	%	%
5~ 50	6 (2.7)	1 (0.6)		
50~ 100	13 (5.9)	1 (0.6)	1 (5.9)	
100~ 200	72 (32.9)	38 (22.2)	13 (11.4)	11 (16.9)
200~ 300	39 (17.8)	35 (20.5)	14 (12.3)	3 (4.7)
300~ 500	34 (15.5)	34 (17.9)	26 (22.8)	13 (20.0)
500~ 700	13 (5.9)	26 (15.2)	18 (15.8)	11 (16.9)
700~ 1,000	8 (3.7)	9 (5.2)	14 (12.3)	7 (10.8)
1,000~ 2,000	7 (3.3)	8 (4.7)	16 (14.0)	9 (13.8)
2,000~ 3,000		1 (0.6)	1 (0.9)	2 (3.1)
休 造	27 (12.3)	18 (10.5)	11 (9.6)	9 (13.8)
合 計	219 (100.0)	171 (100.0)	114 (100.0)	65 (100.0)

資料:『熊本県統計書』

第5表 熊本県における焼酎生産規模別酒造場数の変化

焼酎製造規模 \ B Y	明治36(1903)	大正元(1912)	大正14(1925)
石	%	%	%
5 未 満	29 (10.9)	2 (1.5)	
5~ 10	} 156 (58.6)	} 59 (45.7)	1 (1.7)
10~ 50			6 (10.2)
50~ 100			15 (25.4)
100~ 200	10 (3.7)	9 (7.0)	15 (25.4)
200~ 300	3 (1.3)	5 (3.9)	6 (10.2)
300~ 500		3 (2.3)	4 (6.7)
500~ 700		1 (0.8)	2 (3.4)
700~ 1,000			2 (3.4)
2,000~ 3,000			1 (1.7)
10,000以 上		1 (0.8)	1 (1.7)
休 造	36 (13.5)	31 (24.0)	6 (10.2)
合 計	266 (100.0)	129 (100.0)	59 (100.0)

資料:『熊本県統計書』

を低下させているのに対し、他の階層は比率を上昇させている。しかも、大正元(1912)BYには10,000石を越える酒造場の出現をみている。これは前述の酒精式焼酎工場である。

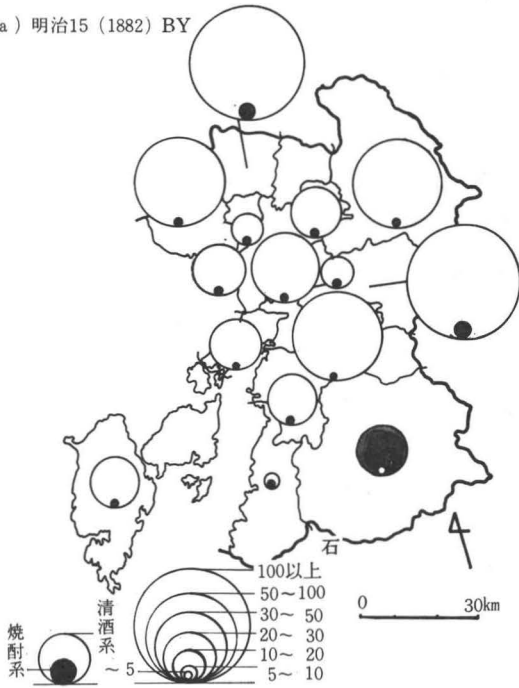
このように、生産量と酒造場数の推移からみる限りでは、熊本県における清酒製造業は地方的であり同県は後進酒造地域であったといえよう。しかしながら、同県酒造業の特殊性はそればかりではないと思われる。その解明のためには同県における酒類生産のもう1つの主流である焼酎生産について整理されなければならないだろう。以下同県の焼酎生産について若干の整理を行なおう。

2. 焼酎生産地域の形成過程

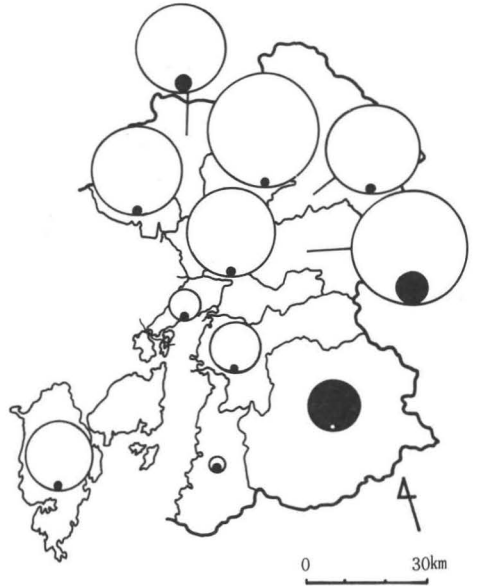
前述のように熊本県における近代酒造業は、わが国の近代酒造業の中では、より地方的な発展過程と構造を持っている。その中で特に重要だと思われる事は、近代においてわが国の飲酒嗜好が清酒へ一般化してゆく中で、はっきりした酒類別生産地域(したがって消費地域)の分化がみられることである。1つは旧細川藩領域での清酒生産・消費であり、いま1つは旧相良藩領域での醗取焼酎生産・消費である⁴⁶⁾。また明治末期には、飽託郡における酒精式焼酎の生産が始まる⁴⁷⁾。この章では、近代における熊本県での酒類生産の地域的特化過程を、醗取焼酎生産を中心に整理しておきたい。

第4図 熊本県における酒類生産分布の変化

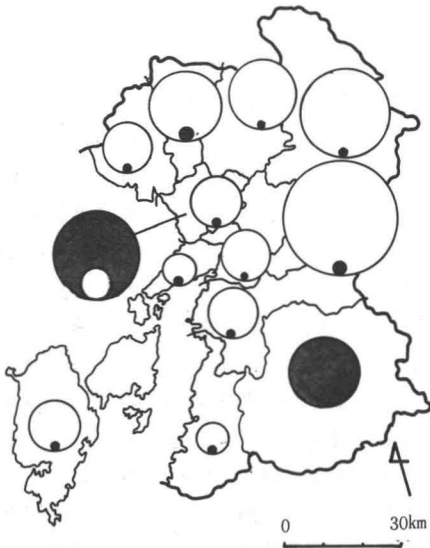
a) 明治15 (1882) BY



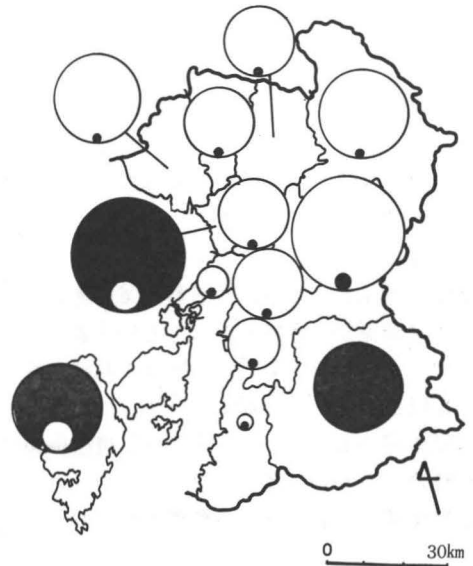
b) 明治30 (1897) BY



c) 明治45 (1912) BY



d) 大正10 (1921) BY



資料：『熊本県統計書』

明治期における熊本県酒造業の展開

第6表 熊本県における焼酎生産の地域構成比(%)の推移

区・郡	BY	明治15 (1882)	明治20 (1887)	明治25 (1892)	明治30 (1897)	明治35 (1902)	明治40 (1907)	大正元 (1912)	大正5 (1916)	大正10 (1921)	昭和1 (1926)	昭和5 (1930)	昭和10 (1935)
熊本区・飽託郡		9.8	6.9	6.9	6.0	5.4	8.0	39.5	48.0	20.8	} 51.5	64.3	66.2
上益城郡		9.8	10.1	10.3	} 16.6	} 12.1	8.7	6.0	5.2	3.8		2.5	2.7
下益城郡		6.0	6.9	7.1			4.1	3.4	3.5	1.3	0.8	1.0	0.6
玉名郡		6.2	4.9	4.7	4.1	3.4	4.0	2.4	1.2	1.2	0.5	0.1	0.2
鹿本郡		10.8	7.9	6.4	5.5	4.1	4.5	1.5	1.2	1.0	} 1.7	0.7	1.1
鹿本郡		5.7	4.8	5.8	8.2	5.1	5.5	3.8	2.4	1.1		0.6	0.8
阿蘇郡		1.8	0.8	0.9	1.8	2.8	2.0	1.1	1.4	0.5	0.4	—	0.1
宇土郡		3.0	1.2	1.0	0.6	—	0.4	0.3	0.2	0.3	} 0.7	0.1	0.3
八代郡		2.2	2.0	1.7	1.4	2.2	3.8	2.6	1.2	0.6		0.3	0.1
葦北郡		0.7	1.0	0.9	0.2	1.5	1.7	1.3	1.4	0.3	0.1	0.1	
球磨郡		41.2	50.9	51.7	53.1	59.3	54.9	37.9	35.5	43.1	34.3	30.4	27.6
天草郡		2.8	2.6	2.6	2.5	4.1	3.0	2.3	1.5	26.3	10.9	0.2	—
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生産指数	熊本県計	100	70	75	107	160	181	243	341	344	370	345	375
	球磨郡	100	86	94	138	231	241	224	294	360	309	254	251

資料:「熊本県統計書」・「税務統計」

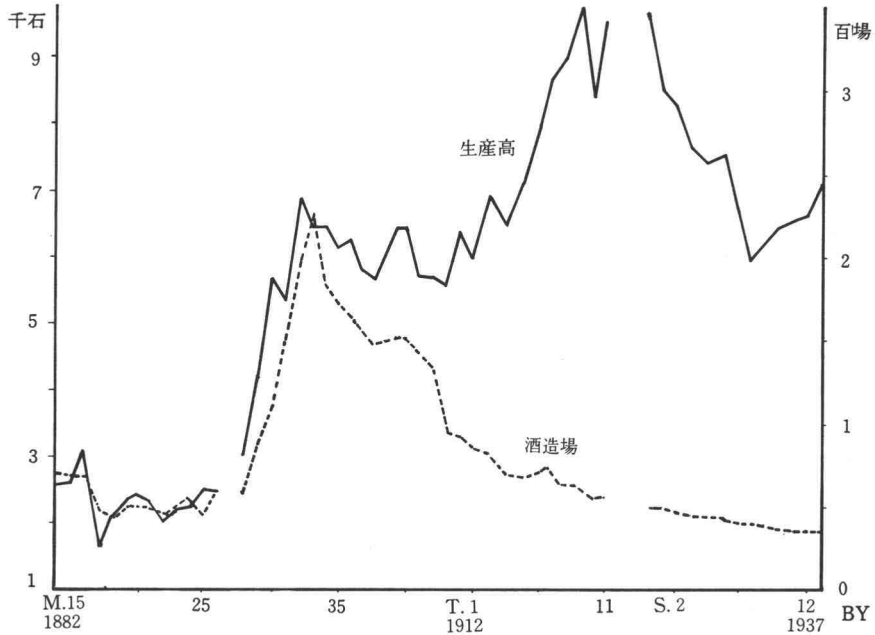
第4図は、明治15(1882)BY以降における熊本県の酒類生産の変化を郡別に示したものである。清酒系酒類には、清酒の他に濁酒・赤酒が含まれており、焼酎系酒類とは、醪取り焼酎・粕取り焼酎・酒精式焼酎の総称である。これによると、同県の酒類生産については次の2点が指摘できよう。第1には、焼酎生産集中地域は飽託郡と天草郡⁴⁸⁾、それに球磨郡である。前2地域は酒精式焼酎生産地域であり、後者は醪取り焼酎生産地域である。第2点は、球磨郡においても、明治30(1897)BYまでは清酒系酒類の生産がみられることである。少なくともこの頃までは醪取り焼酎以外の酒類も生産されていたのである。

第6表は、焼酎生産における地域構成の推移を示したものである。球磨郡における焼酎生産は、明治20(1886)BYから明治40(1907)BYまでは熊本県の50%以上を占めている。同期間の生産指数も上昇傾向にある。大正元(1912)BYになると、第1位の座を熊本区・飽託郡に譲り、生産も減退する。しかしながら、大正10(1921)BYには第1位の座にかえりざき、生産量も増加している。同年度頃は、天草郡における酒精式焼酎生産が本格化している時に当っており、飽託郡における酒精式焼酎生産と競合が激化していた時期であった。

この3つの地域に熊本県の焼酎生産は集中していくが、明治15(1882)BY段階では、鹿本郡・上益城郡といった同県の清酒生産の中心地域でも焼酎生産が比較的多くみられた。この地域での焼酎生産は、前述のように、清酒製造業者の副産物としての粕取り焼酎生産が主流であった。

ここで熊本県での主要な焼酎生産地域としての地位が明らかになった球磨郡の醪取り焼酎生産の推移を、第5図の生産量と酒造場数の変化で整理しておこう。最も注目されることは、酒造場が最も増加するのが、明治30年代前半であることである。このことは、この時期創業した酒造業者が、この地域における近代酒造業資本の代表となるのではないかということを示唆させる。それはともかく、この事実は、熊本県における同時期の創業酒造場のうちの大部分が、球磨郡における醪取り焼酎製造場であったことを示していると考えられる。前述のようにこれらの主流となったのは集落内の共同酒造場であった。これらは明治32(1889)年をもって完成する自家用酒禁止という制度的契機によって創出されたものであることは先に述べたとおりである。この制度的契機は、一方ではそれまで自家用酒(醪取り焼酎)を造っていた人々を、共同酒造場から酒造業者へと向寄せた。しか

第5図 球磨郡における焼酎生産量・焼酎酒造場数の推移



資料：『熊本県統計書』

し、大部分の人々を酒類購入者に転化させたことが最も重要なことであった。生産量も同時期増加するが、より以上の増加をみるのは、同地域の酒造業がより発展する大正期を待たねばならない。

以上のことと、前章までの整理によって、醗取り焼酎生産地域としての球磨郡における近代酒造業の成立と展開は、以下のようにまとめられよう。

1) 形成期：明治前～明治28(1895)年頃まで

封建的特権酒造業者の存続と、農業副業的性格(地主兼営酒造)を持つ酒造業者創業の時期。しかしながら全体としては、自家用酒(醗取り焼酎)生産が主流であった。

2) 共同酒造場創設期：明治29(1896)年頃から明治時代後期

自家用酒製造禁止という制度的契機により、多数の共同酒造場が創出された時期。醗取り焼酎は「商品」となりつつあった。この頃同郡の酒類生産は、醗取り焼酎に特化していった。

3) 発展期：明治時代後期～大正年間

酒精式焼酎との市場競争により積極的酒造業経営が指向された時期。一時生産が増加したが、球磨郡外の市場開拓が未熟であり、昭和期の停滞・統制期へと向かう。酒精式焼酎の一時的進出は、かえって同郡の酒類嗜好を醗取り焼酎へ向かわせることになった。

本章においては、熊本県における近代酒造業の特殊性の1つが酒類別生産地域の特化であるとしてその形成過程を、焼酎生産地域から概観した。最後にこれまでの熊本県酒造業の近代酒造業での位置付けは、わが国における近代酒造業の基本的性格のいかなる部分の地域的投影であるかの予察をもって本稿の結びにかえよう。

IV 結びにかえて

本稿では、熊本県酒造業の近代酒造業としての形成過程を、わが国の近代酒造業の基本的性格と関連させながら整理した。これによって明らかになった同県酒造業の近代酒造業としての特殊性は、以下の2点に集約できよう。

1) 明治期における熊本県酒造業は、①酒造業者の発生の後進性、②酒造技術の後進性、によって「地方酒造業」と位置づけられる。特に酒造業者の発生の後進性は、積極的酒造業経営を阻害する資本の脆弱性として表われることが予測される。

2) 明治期における熊本県酒造業の展開は、同県内にあきらかな①清酒生産地域(したがって消費地域)、②焼酎生産地域(したがって消費地域：後に酒精式焼酎工場の出現により新たな生産地域が形成される)を形成させた。

以上2点は、わが国の近代酒造業の形成過程研究に多くの問題を提示しているように思われる。まずわが国の近代酒造業における中心地域(先進地域：大酪醸地)と周辺地域(後進地域：地方酒造業地域)との関係をどのように把えるかの問題がある。また酒税が近代における重要な財源であったことは、わが国の財政史における酒造業の位置づけを重要なものとするだろう。酒造業者(資本)の発生史的解明は、特に近代酒造業の地域的展開に関連して重要な問題となろう。しかしながら酒造業を伝統的産業として把え、その伝統性のみ注目するのであれば、酒造業はわが国の資本主義の発展を財政的に支えただけの「縮小産業」⁴⁸⁾としてのみ位置づけられる恐れがある。たしかにわが国の酒造業の現状は、特に清酒・乙類焼酎⁴⁹⁾製造業において減退傾向にあるといえよう⁵⁰⁾。しかし大酒造資本は、国外における洋酒会社の買収、清酒の国外生産など経営の多角化・国際化をはかっており⁵¹⁾また、酒税は現在においても重要な税収の1つとなっている。一方地場産業としての地方酒造業は、地域経済の活性化にも貢献できる可能性を残しているのである。このように古くて新しい酒造業は、わが国の資本主義発展の諸

断面を提示しているのである。熊本県酒造業の特殊性の1つである酒類別生産・消費地域の特化、特に焼酎生産・消費地域における醪取り焼酎と酒精式焼酎の競合関係は、まさしく「近代」と「伝統」の対峙状況として把えねばならないだろう。

本稿をまとめるにあたって法政大学の渡辺一夫先生には大変御迷惑をおかけした。国士館大学学生神尾 新氏には資料の整理等でお世話になった。記して謝意を表します。また本稿を今年還暦をお迎えになられる渡辺一夫先生に献呈いたします。

注 記

- 1) 藤原隆男『近代日本酒造業成立過程の研究』東北大学博士論文 p.36
- 2) 例えばわが国においては、清酒、焼酎(醪取り焼酎・粕取り焼酎・酒精式焼酎)、濁酒、味醂、が明治前より生産されていた。
- 3) 小野見嗣「室町幕府の酒屋統制」『史学雑誌』Vol.43 No.7 1932, 同「中世酒造業の発達」『社会経済史学』Vol.6 No.11 1937
- 4) 柚木重三『灘酒経済史研究叢書』
- 5) 柚木 学「近世灘魚崎村における酒造業の発展」『兵庫史学』No.14 1957, 同「灘地方における江戸積酒造業の発展過程」『経済学論究』Vol.12 No.1 1958, 同「近世灘酒造業の展開と酒造経営——御影村本嘉納家を中心として——」『経済学論究』Vol.13 No.1 1959, 同「幕藩体制確立期の都市酒造業——北摂池田郷の場合——」『経済学論究』Vol.24 No.3 1970
- 6) 篠田 統「池田酒造史」『池田市史』各説編 池田郷土史学会 1960
- 7) 小松和生「近世在郷町の酒造業——北摂池田郷の場合——」『大阪大学経済学』Vol.17 No.4 1968
- 8) 長倉 保「西宮・今津酒造業の歴史的展開と経済構造」『西宮市史』Vol.2
- 9) 本庄栄治郎「伏見酒造株仲間」『経済史研究』弘文堂書房 1920
- 10) 井上洋一郎「伏見酒造業の発達」『経済論叢』Vol.69 No.3・4 1952, 同「近世酒造業の経済構造——伏見酒造業の場合——」『広島大学政経論叢』Vol.8 No.4 1959
- 11) 岡 光夫「地主酒造マニファクチュア——地主経営の構造——」『社会科学』Vol.1 No.1 1955
- 12) 伊藤豊松「会津酒造の歴史——喜多方地方を中心に——」『会津喜多方地方酒造組合』1968

- 13) 新保 博 「清酒醸造業の発達」『中小企業研究』Ⅶ 東洋経済新報社 1962
- 14) 松木 侃 「津軽酒造資本と青森商社」『社会経済史学』Vol. 17 No. 6 1951, 同「津軽酒造資本と発展過程」『人文社会』No. 4 1953, 同「弘前藩における酒造業・酒造資本及びその経営形態について」『社会経済史学』Vol.19 No. 6 1953
- 15) 桜井宏年『清酒業の歴史と産業組織の研究』中央公論事業出版 1982
- 16) 前掲1)
- 17) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店 1957
- 18) 酒造年度(Brewing year). 10月~翌年9月.
- 19) 旧鑑札の公収, 新鑑札の公布が行なわれた. その際新鑑札料として清酒製造には10円が必要であった. この他営業免許税5円, 醸造税は売価の5%と決められた. さらに明治8(1875)年には『酒類税則』が制定され, 営業免許税が10円に, 醸造税が従価に対して10%と改定された. この時までは清酒, 焼酎, 味醂の区別はなかった. 『酒類税則』第一則第一条には『清酒味醂焼酎自酒酪酒米雑穀果實何品ニ限ラス醸造シスハ蒸溜シテ酒トナスモノ一切……』とある.
- 20) 前掲15) pp.55~66
- 21) 前掲13) p.407
- 22) 明治13(1880)年にそれまでの『酒類税則』にかわって制定された『酒造税則』は, (1)鑑札制度の廃止, (2)営業免許税を酒造場1ヶ所につき毎期30円とすること, (3)造石税を一類(醸造酒)1石につき2円, 2類(蒸溜酒)1石につき3円にすることを定めている. なお明治15(1882)年に一部を改定して造石税を1類4円, 2類5円に引き上げるとともに, 新規創業の製造石数下限を清酒100石, 濁酒10石, その他5石とした. また附則において自家用酒を公式に認めた. 明治29(1896)年には『酒造税法』を制定し, 造石税を清酒1石につき7円, 焼酎は同様に8円と改定した.
- 23) 小松和生「明治前期の酒税政策と都市酒造業の動向」『大阪大学経済学』Vol.17 No. 1 1967 p.46
- 24) 慣例に従って使用するが, 基本的には封建時代における「江戸積酒」を生産していた酒造地域である.
- 25) 前掲13) p.407
- 26) 前掲15)pp.58~60
- 27) 「納税保証制度」といわれる. 保証物の種類は「有利公債証券, 大蔵省証券, 日本銀行株券, 正金銀行株券, 国立銀行株券, 政府ノ保護ヲ受ケル會社株券債券, 府縣都市町村ノ公債証券, 土地建物」と決められていた.
- 28) 前掲15) pp.413~419
- 29) 前掲15) pp.30~32
- 30) 自家用酒の製造は, 旧藩によってその取り扱いが異なっており, 全国的に制度的に規制されるようになるのは明治15(1882)年の『酒造税則附則』である. これによると1年(10月~翌年9月)につき1石までの自家用酒製造免許鑑札を, 80銭の鑑札料で入手する必要がある.
- 31) 前掲15) pp.64
- 32) 全国各地で酒質の均一化の研究が行なわれた. 前掲1) pp.115~664 に詳しい.
- 33) 熊本県『商工業調査資料』清酒 1923 p. 1
- 34) 森田誠一『熊本県の歴史』山川出版 1975 p.201
- 35), 36), 37), 前掲34) p. 1
- 38) 野白金一「熊本縣清酒の沿革」『熊本縣清酒醸造銘鑑』1952 pp.9~13
- 39), 40), 41) 熊本県『商工業調査資料』焼酎 1923 p.1
- 42) 高田素次「球磨焼酎」『人吉文化』No.53, 54 p.58
- 43) 前掲39)p.1
- 44) 大畑豊作『アルコール会社追憶史』1981 p. 5
- 45) 上掲 pp. 7 ~ 8
- 46) この頃の球磨郡における醗取り焼酎製造設備は, 「球磨焼酎製造ノ設備ハ, 約百石ヲ製造スル普通ノモノニアリテハ釜場, 仕込場, 麴室, 蒸留場, 倉庫等ニ約百坪ノ建物ト精米機, 水上機, 麴容器, 醗酵容器, 蒸溜器等ノ器具器械トヲ必要」とされ, 「之等ノ設備費ニハ約一萬五千圓」を必要としたとされている〔前掲38) p.1〕
- 47) 「ヒゴ焼酎」「黄金焼酎」という銘柄で主に熊本市の野田商店によって売捌かれた〔前掲43)p.34〕. 同社は昭和30(1955)年に協和発酵工業株式会社に合併される.
- 48) 合田昭二「国際化に伴う繊維工業の地域変動——『縮小産業』の視点から——」『経済地理学年報』1985 Vol.31 No. 4 p.58
- 49) 乙類焼酎とは税法上「醗取り焼酎」・「粕取り焼酎」, また甲類焼酎は「酒精式焼酎」のことである.
- 50) 昨今「本格焼酎」ブームで若干の持ち直しがみられるもののその経営基盤は依然として脆弱である.
- 51) 宝酒造, 大関酒造などにこの傾向が大きい.
- 52) 八久保厚志「『焼酎』産地における若干の問題」『法政大学地理学集報』No.11 法政大学地理学集報刊行会 1982